島 根 県 病 害 虫 防 除 員 設 置 要 領

島根県農林水産部農山漁村振興課

第１　趣　旨

この要領は、植物防疫法（昭和２５年法律第１５１号）第３３条及び島根県行政機関等設置条例（昭和５２年島根県条例第１号　以下「条例」という。）第６条第２項に基づく病害虫防除員（以下「防除員」という。）の配置手続き及び防除員の業務について定める。

第２　防除員の配置

水稲に関する防除員は、本県の主要産地に配置し、防除員数は農林水産部長が別途定めるものとする。

第３　防除員の委嘱

１　隠岐支庁農林水産局長及び各農林水産振興センター所長(以下「農林水産振興センター所長等」という。)は、管内の市町村、農業協同組合等と協議の上、次の各号を満たす者を防除員として農林水産部長に推薦する。

（１）誠実にして指導力のある者

（２）病害虫防除に関する認識が高い者

（３）防除員としての業務が遂行可能な者

２　第３の１の推薦は毎年度、別記様式第１号により行う。

３　知事は、第３の１で推薦のあった者を防除員として委嘱する（別記様式第２号）。

４　防除員の委嘱期間は、毎年度、６月２５日から３月２０日までとする。

５　農林水産部長は、第３の１で経由した農林水産振興センター所長等および病害虫防除所長（以下「防除所長」という。）に防除員が発令された旨を通知する。（別記様式第３号参照）

６　農林水産振興センター所長等は別記様式第２号を防除員に交付するとともに、発令された旨を市町村長及び農業協同組合長に通知する。

第４　防除所長の業務

防除所長は、防除員の業務が効率的に実施できるよう次のことを行う。

１　防除員の円滑な業務を推進するために隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センター（以下「農林水産振興センター等」という。）並びに市町村、農業協同組合等関係機関と密接な連携を図る。

２　防除員の業務に必要な助言、指示、指導及び器具等の支給を行う。

第５　農林水産振興センター所長等の業務

農林水産振興センター所長等は、防除員の業務が効率的に実施できるよう、防除員の指導及び管内の病害虫発生状況等について随時情報交換等を行う。

第６　防除員の業務

防除員は、別紙１の病害虫発生状況調査要領に基づき、管内における病害虫の発生状況を調査し、調査結果を防除所長に報告する。なお、業務遂行にあたっては農林水産振興センター等の農業普及員及び農業協同組合並びに農業共済組合の技術員等と密接な連携を図る。

第７　防除員の業務報告

１　防除員は、第６の業務についての記録を随時行う。

２　防除員は、調査期間終了後すみやかに、第７の１の集計結果を別記様式第４号によりとりまとめ、３月２０日までに防除所長を経由して農林水産部長に報告する。（別記様式第５号参照）

３　防除所長は、防除員からの業務報告について農林水産振興センター所長等に通知する。

第８　謝　金

県は、第７の業務報告に基づき、毎年度予算の範囲内で報告回数等に応じて防除員に謝金を支給する。

第９　その他

防除員の設置に関しては、この要領に定めるほか、必要と認めた事項は別に指示する。

附則　　この要領は、昭和６３年４月１日から施行する。

一部改正、平成１２年４月１日

一部改正、平成１３年４月１日

一部改正、平成１４年４月１日

一部改正、平成１５年４月１日

一部改正、平成１６年４月１日

一部改正、平成１７年４月１日

一部改正、平成１９年４月１日

一部改正、平成２２年４月１日

一部改正、平成２７年４月１日

一部改正、平成２８年４月１日

一部改正、平成３０年１１月２０日

一部改正、令和２年４月１日

一部改正、令和３年４月１日

一部改正、令和５年４月３日

一部改正、令和７年４月１日

（別紙１）　　**病 害 虫 発 生 状 況 調 査 要 領**

１　作目別調査事項

(1)イネ

市町村を代表する品種を選び、下記に示す指定日に調査を行い、その都度ハガキまたはファクスまたは電子メールで報告する。

ア　葉いもち

調査ほ場２５株について発病株率を求める。調査日は６月２５日、７月１０日、７月２５日頃とする。

イ　穂いもち

葉いもち発病調査と同じほ場の２５株について発病株率を求める。調査日は８月２５日頃とする。

ウ　紋枯病

葉いもち発病調査と同じほ場の２５株について発病株率を求める。調査日は７月１０日と７月２５日頃とする。

エ　トビイロウンカ

（ア）調査ほ場で、合計２５株（３株毎）の粘着板を用いた払落し調査を行う。調査日は７月２５日と８月２５日頃とする。

（イ）調査用具

①　ビニール袋（１１号　２０×３０㎝）
②　粘着スプレー（金竜スプレー）
③　厚紙（黒線入り）

（ウ）調査方法

①　厚紙にビニール袋を被せる。
②　ビニール袋（調査板）の片面へ均一に粘着スプレーする。
③　片方の手で調査板を持ち、粘着面を稲の株元に傾け、もう一方の手で株元を反対側から３回たたく。（３株毎に合計２５株）
④　調査板に付着したトビイロウンカを成虫、幼虫別に数える。

オ　斑点米カメムシ類

（ア）捕虫網を用いてすくい取り調査を行う。調査日は６月２５日（周辺畦畔等）、７月２５日頃（極早生品種穂揃い）、８月５日頃（コシヒカリ出穂期）、８月１５日頃（コシヒカリ出穂１０日後）とする。

（イ）調査用具捕虫網（３６ｃｍ径、９０ｃｍ杖）

（ウ）調査場所

①　６月２５日の調査は出穂したイネ科雑草の繁茂した畦畔や法面、休耕地などで行う。
②　７月２５日の調査は極早生品種（ハナエチゼン等）が出穂しているほ場を選び行う。
③　８月５日の調査はコシヒカリが出穂しているほ場を選び、８月１５日も同一ほ場で調査する。

（エ）調査方法

①　原則として畦畔等から捕虫網を用いてすくい取り（１０回振り）を行う。
②　捕虫網内のカメムシ類を種別に数える。

２　調査報告様式

別途、定めるものとする。

様式第１号

番　　号

〇年〇月〇日

農林水産部長　様

（農山漁村振興課）

農林水産振興センター所長等

〇年度病害虫防除員の推薦について（報告）

このことについて、島根県病害虫防除員設置要領第３の１の規定に基づき、下記の者を推薦します。

記

市町村名	作目名	氏　　名 （生年月日）	勤務先の住所・名称 （電話番号） （メールアドレス）	自宅住所 （電話番号）
		（　　）	（電話　　－　－　　） （mail:　　）	〒　－ （　　－　－　　）
		（　　）	（電話　　－　－　　） （mail:　　）	〒　－ （　　－　－　　）
		（　　）	（電話　　－　－　　） （mail:　　）	〒　－ （　　－　－　　）

別記様式第２号

委　嘱　状

様

島根県病害虫防除員を委嘱します

任期　○年６月２５日から
　　○年３月２０日まで

○年○月○日

島根県知事　○　○　○　○　印

別記様式第３号

番　　号

〇年〇月〇日

農林水産振興センター所長等　様

農林水産部長

（農山漁村振興課）

〇年度病害虫防除員の委嘱について（通知）

このことについて、島根県病害虫防除員設置要領第３の３の規定に基づき、別添のとおり発令されました。

つきましては、委嘱状を貴職から病害虫防除員に交付していただくとともに、病害虫防除員の業務が円滑に遂行できますよう御指導をお願いします。

記

市町村名	作目名	氏　　名 （生年月日）	勤務先の住所・名称 （電話番号） （メールアドレス）	自宅住所 （電話番号）
		（　　）	（　　） （　　）	〒　　－ （　　）
		（　　）	（　　） （　　）	〒　　－ （　　）
		（　　）	（　　） （　　）	〒　　－ （　　）

※別記様式第２号を添付

別記様式第４号

○年○月○日

農林水産部長　様
（農山漁村振興課）

病害虫防除員
住　　所
氏　　名

○年度病害虫防除員業務報告について

このことについて、島根県病害虫防除員設置要領第７の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　報告回数

作目名	病害虫発生状況調査		
	要報告回数（Ａ）	報告回数（Ｂ）	（Ｂ）／（Ａ）

２　業務日誌　　別添のとおり

（別添）

0　（別添）

年度　島根県病害虫防除員　業務日誌

所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　役職：＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

月	日	時　間 （　：　～　：　）	所要時間 （分）	調査内容	備考
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		：　～　：			
		合計			

勤務時間管理者　　所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第５号

番　　号

〇年〇月〇日

農 林 水 産 部 長　様

（農山漁村振興課）

病害虫防除所長

〇年度病害虫防除員業務報告について（進達）

このことについて、病害虫防除員の業務実績を確認しましたので、島根県病害虫防除員設置要領第７の規定に基づき、別添のとおり提出します。

※別記様式第４号を添付